

仕 様 書

- 1 業務名 彦島工場水質測定業務
- 2 業務場所 下関市彦島福浦町一丁目28番31号 彦島工場
- 3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容 試料採取及び水質測定業務一式
測定項目及び採水場所、回数については下記の表のとおり
- 5 測定方法 関係法令に準じる

記

測定項目 (単位：mg/L)	採水場所	測定回数
生物化学的酸素要求量 (BOD)	放流口	14日毎に1回 (26回/年)
水素イオン濃度 (pH)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
浮遊物質 (SS)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
窒素含有量 (T-N)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
燐含有量 (T-P)	〃	7日毎に1回 (52回/年)
よう素消費量	〃	7日毎に1回 (52回/年)

6 特記事項

- (1) 水質結果に疑問がある場合は、市と協議の上、その項目について再検査を行うこと。
- (2) 水質測定の年間予定表を提出し、実施に当たっては事前に通知すること。
- (3) 毎回の測定結果速報値について電子データでメール等により知らせること。
- (4) 下関市下水道条例第11条及び第12条に基づく基準値と比べ、検査結果に異常が見られた場合、市へ早急に報告すること。
- (5) 測定結果については、簡単な説明を報告書に添付すること。
- (6) 報告書については、ひと月分を取りまとめて、その月が終了したら速やかに計量証明書として提出すること。
- (7) 報告書については、市のホームページ等で広く市民へ周知するものとする。
- (8) 本仕様書等に定める市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具 (鉛筆、消せるボールペン等) を使用しないこと。

以上